

フリーランス・事業者間取引適正化等法が 令和6年11月1日に施行されました。

※政省令は令和6年5月31日に公布されました。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

①発注事業者の義務の具体的な内容（取引の適正化）

- ・ 書面等による取引条件の明示
- ・ 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ・ 1か月以上の業務委託をした場合の禁止行為（受領拒否、報酬の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し）

②発注事業者の義務の具体的な内容（就業環境の整備）

- ・ 募集情報の的確表示
- ・ 6か月以上の業務委託について、育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ・ ハラスメント対策に係る体制整備
- ・ 6か月以上の業務委託について、中途解除等の事前予告・理由開示

◆詳細は東京労働局特設サイト、YouTubeチャンネルをご覧ください

フリーランスに
関する新しい法律が
2024年11月1日に
施行されます！

- ・ 法律に関する詳細は
東京労働局「**特設サイト**」をご確認ください⇒



政省令、指針等が
公布されました。
詳細は厚生労働省HP「フリーランス
として業務を行う方・フリーランスの
方に業務を委託する事業者の方等へ」
をご覧ください。

- ・ 東京労働局公式YouTubeチャンネルでは、
フリーランス法に関する1分動画を公開
していますので、是非ご覧ください。



◆東京労働局公式YouTubeチャンネル
(1分動画) ⇒



東京労働局 フリーランス法

検索



問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部 指導課

電話 03-6867-0211

フリーランス法のうち、就業環境の整備に関する解説ショート動画を作成いたしました。

①【第12条 募集情報の的確表示】



②【第13条 育児介護等と業務の両立に対する配慮】



③【第14条 ハラスメント対策に係る体制整備】



④【第16条 中途解除等の事前予告・理由開示】



フリーランス・個人事業主の方が、契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110番」

フリーランス・トラブル110番

電話番号 0120-532-110

(受付時間 9:30~16:30 土日祝日を除く)



問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部 指導課

電話 03-6867-0211